ロ　U_iは、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。ただし、U_iについては、別表第３から別表第８までに掲げる仕様の熱貫流率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた数値を用いることができるものとする。

ハ　Ψ_jは、当該熱橋等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。ただし、土間床等の外周部の線熱貫流率については、別表第３から別表第８までに掲げる仕様の線熱貫流率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた数値を用いることができるものとする。

⑵　冷房期の平均日射熱取得率

冷房期の平均日射熱取得率に係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ⑴の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ　冷房期の平均日射熱取得率は、次の式により算出するものとする。

$$\eta_{AC}=\left(\sum_{i}^{n}A_i\eta_i\nu_i/A\right)\times 100$$

この式において、η_{AC}、A_i、η_i、ν_i、ｎ及びＡは、それぞれ次の数値を表すものとする。

η_{AC}　：冷房期の平均日射熱取得率

A_i　：外皮の第ｉ部位の面積（単位　平方メートル）

η_i　：外皮の第ｉ部位の日射熱取得率

ν_i　：外皮の第ｉ部位の方位及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数

ｎ　：外皮の部位数

Ａ　：外皮の部位の面積の合計（単位　平方メートル）

方位	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
北東	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480
南西	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411
下面	0							

ロ　η_iについては、別表第３から別表第８までに掲げる仕様の日射熱取得率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる方法により求めた数値を用いることができるものとする。

２　設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

⑴　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第２項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ　暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(ｲ)から(ﾄ)までに定める方法により算出するものとする。

(ｲ)　暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費量の暖房期（１年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_H=\sum_{t}^{n}\sum_{i}^{m}E_{H,t,i}+\sum_{t}^{n}\sum_{r}^{R}Q_{UT,H,t,r}\times\alpha_{UT,H,r}$$

この式において、E_H、$E_{H,t,i}$、ｍ、ｎ、$Q_{UT,H,t,r}$、Ｒ及び$\alpha_{UT,H,r}$、は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_H　：暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$E_{H,t,i}$　：時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備ｉの設計一次エネルギー消費量（単位　１時間につきメガジュール）

ｍ　：単位住戸における暖房設備の数

ｎ　：１年間に暖房する時間（単位　時間）

$Q_{UT,H,t,r}$　：室ｒの時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備により処理されない暖房負荷（単位　１時間につきメガジュール）

Ｒ　：室の数

$\alpha_{UT,H,r}$　：室ｒにおける暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって地域の区分及び暖房方式ごとに別表第９に掲げる係数

(ﾛ)　$E_{H,t,i}$は、暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷並びに太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱を勘案して算出するものとし、$E_{H,t,i}$を時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{H,t,i}=C_{H,t,i}\times Q_{T,H,t,i}$$

この式において、$C_{H,t,i}$及び$Q_{T,H,t,i}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{H,t,i}$　：時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備ｉの設計一次エネルギー消費係数

$Q_{T,H,t,i}$　：時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備ｉにより処理される暖房負荷（単位　１時間につきメガジュール）

(ﾊ)　$C_{H,t,i}$は、暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとする。

(ﾆ)　$Q_{T,H,t,i}$は、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を減じた数値とすることができるものとする。

(ﾎ)　暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力未満となる場合は０とする。

(ﾍ)　暖房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i)　暖房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

①　暖房設備の運転時間及び温度設定

②　居住者の在室時間、在室人数及び発熱量

③　局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路

④　家電製品の運転時間及び発熱量

⑤　調理の時間及び発熱量